

第 1 号 議 案

千葉都市計画特別用途地区の変更について
＜千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区＞

（ 千 葉 市 決 定 ）

（この議案は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により付議するものです。）

令和7年1月20日

千葉都市計画特別用途地区の変更（千葉市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
新港経済振興地区	約 1 5 1 ha	
幕張新都心文教地区	約 8 2 ha	
千葉駅東口周辺にぎわい 商業業務地区	約 7 . 1 ha	

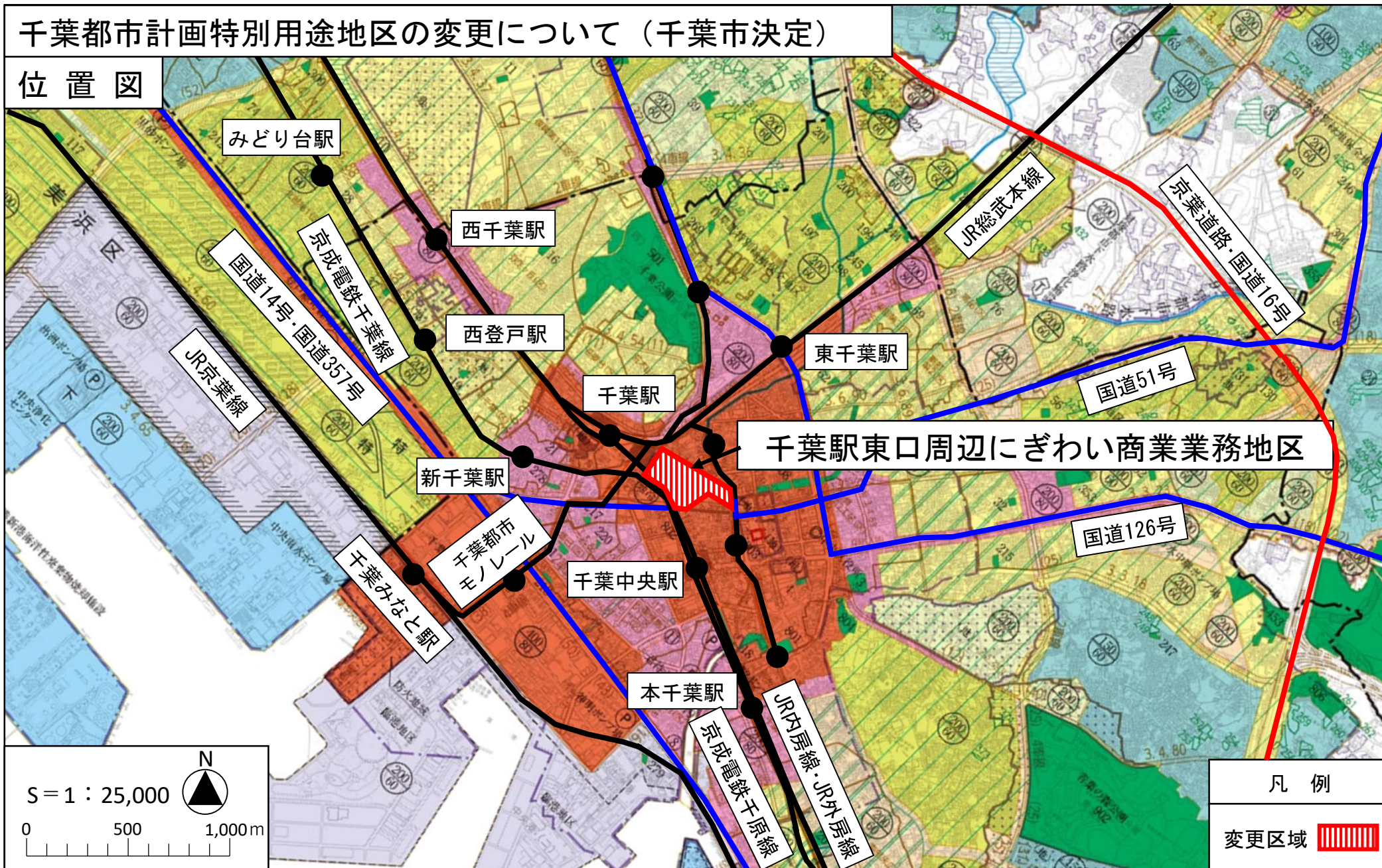
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区について、千葉駅からの人の流れを引き込む恒常的なにぎわいの滲みだしと連続性の強化を図るため、令和 3 年 11 月に決定した特別用途地区の区域を中央公園プロムナード・国道 14 号沿いに拡大する。

千葉都市計画特別用途地区の変更について（千葉市決定）

位置図



S = 1 : 25,000



0 500 1,000m

凡例

変更区域

◆ 建築条例で定められている内容

5F
4F
3F
2F
1F

5F
4F
3F
2F
1F

対象となる建築物

区域内のすべての建築物

1階・2階に建築してはならない用途

住宅、兼用住宅(※1)、共同住宅、寄宿舍、下宿、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(附属自動車車庫等を含む)

ただし…

住宅等の用途に供する部分の出入口、出入口ホール、階段、管理人室、集会室、附属自動車車庫等の床面積の合計(※2)が、当該階の床面積の合計(※2)の2分の1未満であるものは除く。

(※1)居住の用に供する部分に限る。

(※2)敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の当該階の床面積の合計の和。